

日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2015. 12. 2
No. 15-030

HP : <http://jalflightcrewob.web.fc2.com/>
Mail : jalflightcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

原告団からカンパ礼状届く ILO から第三次勧告出る (今後詳細報告)

日本航空 OB 乗員有志の会の皆様へ カンパの御礼

日頃の JAL 不当解雇撤回原告団へのご支援に厚く御礼を申し上げます。そしてこの度もまた、多額のカンパ (50 万円、累計 930 万円) をお寄せいただき、誠にありがとうございます。私たちが、これまで粘り強く解雇撤回の闘いを継続していくことができたのは、OB 乗員有志の会の皆様方や、多くの労働組合・市民団体等の物心両面にわたる多大な御支援によるものです。

2010 年 12 月 31 日に解雇されて以来、丸 4 年 10 ヶ月が過ぎました。私たち原告団は、最高裁の上告棄却という不当な決定を受けましたが、これまでの地裁、高裁での立証から解雇の不当性は火を見るよりも明らかであり、必ず撤回されなければならないとの確信に揺ぎはありません。また、6 月 18 日には、解雇に至る過程で管財人らが行なった不当労働行為について、憲法 28 条に基づき厳しく断罪する高裁判決が出され、整理解雇事件の最高裁決定の正当性が問われるべき状況と言えます。

加えて、11 月 12 日に ILO から第 3 次勧告が出されました。2 次勧告以降の労使交渉や厚労大臣答弁を踏まえ「(結社の自由) 委員会は本件の最新の展開に鑑み、会社と当該労働組合との意義ある対話を維持することの重要性を、今一度、強調する」と、労使間での自主的解決をさらに強く求めています。

さらに、3 月～4 月の国会で政府が争議解決に向けて労使協議を求める発言を行ったことと、JAL の不当労働行為についての東京高裁の 2015 年 6 月 18 日判決に留意し、「これらに関する日本政府の見解を求める」と述べ、極めて強い関心を示しています。

私たち原告団は、ILO 3 次勧告を基に、JAL 経営との協議による早期の争議解決を目指し、国交省・厚労省への要請、衆参国会議員オルグなどの諸取り組みを一層強化して行きます。

現場で安全運航とサービス品質を守り、懸命に働く職場の仲間のため、また日本社会の

雇用破壊の流れに歯止めをかけるためにも、絶対に負けるわけにはいきません。原告団一同、不当解雇を撤回させ職場に戻るまで、全国で争議を闘っている多くの仲間や支援者、そして何よりも職場の仲間と力を合わせ、全力で闘って行く所存です。今後とも引き続きのご支援をお願いし、カンパの御礼とさせていただきます。

2015年11月吉日

JAL 不当解雇撤回原告団

乗員原告団長 山口 宏弥

客乗原告団長 内田 妙子

2015年度 冬季カンパ支援 取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

*** 宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!**

原告団 HP 日程参照

*** 12月7/8/9/10/11日**

厚労省前宣伝と国交渉前座り込み

厚労省 11時～11時半 国交省 12時～16時

*** 東京地裁：1月13日(水)**

マタハラ裁判 第三回口頭弁論 527号法廷 11:00～

報告集会予定あり

・詳細は、**枠内**をクリックして御覧下さい。